

すっきり早わかり 令和元年改正会社法

— 令和3年3月1日(原則)施行 —

令和元年12月4日、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が成立し、コーポレート・ガバナンスに関連する項目を中心に、多岐の項目にわたって会社法が改正された。かかる改正法は、一部を除き、令和3年3月1日に施行されている。今回の改正法が実務に与える影響も大きいと考えられ、会員の関心も高いと推察される。

そこで、今月号の特集では、法制委員会の沖隆一委員より、改正法の委任を受けて会社法施行規則に定められた事項等も踏まえながら、主要事項を中心に、令和元年改正会社法の概要についてご解説いただいた。

LIBRA 編集会議 木村 容子

CONTENTS

令和元年改正会社法の解説

1 改正会社法の成立とその経緯	2頁
2 株主総会資料の電子提供措置	4頁
3 株主提案権の提案の個数の制限	5頁
4 取締役の報酬	6頁
5 補償契約及び役員等のために締結される保険契約	8頁
6 社外取締役の活用	8頁
7 株式交付	10頁
8 社債管理補助者、社債権者集会	11頁
9 その他の主な改正事項	12頁

令和元年改正会社法の解説

法制委員会委員 沖 隆一 (40 期)



1 改正会社法の成立とその経緯

(1) 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が本年3月1日に施行された(電子提供制度等を除く)。改正会社法*1は、会社をめぐる社

会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るものである。

会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の附則25条では、施行後2年の経過時に、

*1: 本特集において、特段の断りのない場合、会社法、会社施行規則等の条文について、改正後の条文を記載する。

企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされた。また、政府は成長戦略としてコーポレート・ガバナンス（CG）改革を進め、CGコードが制定されるなど、取締役等を規律する会社法の更なる見直しが要請され、株主総会資料の電子提供の促進や社債の管理の在り方等については実務的課題も指摘されていた。

このような状況を背景に、会社法研究会（公益社団法人商事法務研究会、座長は学習院大学の神田秀樹教授）に、法務省も参加して、改正会社法の課題の検討と具体化がなされ（「会社法研究会報告書」）、法務大臣は、平成29年2月9日、法制審議会に「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、①株主総会に関する手続の合理化や、②役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、③社債の管理の在り方の見直し、④社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問をした（諮問第104号。数字は引用者付記）。

法制審議会は、平成31年2月14日、会社法制（企業統治等関係）部会（部会長は神田教授）における審議に基づいて法務大臣に「会社法（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」を答申し、政府は、令和元年10月18日、会社法の一部を改正する法律案と会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定して国会に提出した。国会審議では、衆議院法務委員会において、一部修正（後記のとおり）をした後、衆参両院で可決成立し、令和元年12月11日公布された。

(2) 令和2年11月27日には、パブリック・コメントの結果を踏まえ、会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）等が公布され、改正会社法の施行日から施行されている（電子提供制度関連等を除く）。改正会社法施行規則では、

取締役の報酬を決定する方針の内容や、取締役報酬に関する事業報告の開示事項等について、改正会社法が委任した事項が詳細に定められている。

このような改正の経過を反映して、改正会社法は、政府の成長戦略を受けた企業統治に関する規律の改正のほか、実務的諸課題に対処する重要な内容を含み、上場企業を中心として今後の会社実務に大きな影響を及ぼすものとなっている（表1）。

なお、改正会社法のうち、株主総会資料の電子提供制度と支店登記の廃止に関する部分は、公布の日から3年6か月を超えない範囲で政令の定める日から施行される。

表1 改正会社法の改正事項の概要

- | | |
|----|--|
| 第1 | 株主総会資料の電子提供措置 |
| 第2 | 株主提案権の提案の個数の制限 |
| 第3 | 取締役の報酬 <ul style="list-style-type: none">(1) 個人別の報酬等の決定方針(2) 金銭でない報酬等の株主総会決議の定め(3) 報酬等である株式・新株予約権の特則 |
| 第4 | 補償契約及び役員等のために締結される保険契約 |
| 第5 | 社外取締役の活用 <ul style="list-style-type: none">(1) 選任の義務付け(2) 業務執行の委託 |
| 第6 | 株式交付 |
| 第7 | 社債の管理 <ul style="list-style-type: none">(1) 社債管理補助者(2) 社債権者集会 |
| 第8 | その他の主な改正事項 <ul style="list-style-type: none">(1) 取締役等責任追及訴訟の和解(2) 議決権行使書面の閲覧等(3) 株式の併合等に関する事前開示事項(4) 成年被後見人、被保佐人の取締役欠格事由の削除(5) 会社の登記の見直し<ul style="list-style-type: none">(a) 新株予約権(b) 支店の所在地の登記の廃止(c) 代表者の住所の登記 |

*筆者作成

2 株主総会資料の電子提供措置

(1) 電子提供措置によって、株主の個別的承諾がなくても、株主総会資料等の電子提供が可能となった。株式会社は、株主総会資料（①株主総会参考書類、②議決権行使書面、③計算書類、事業報告、④連結計算書類）の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定款の定めをすることができ（会社法325条の2）、上場企業等の振替株式を発行する会社は、電子提供措置をとる旨の定款の定めをする義務があり（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項）、施行日に振替株式を発行している会社は施行日を効力発生日として電子提供措置をとる旨の定款変更の決議をしたものとみなされる（整備法法務省関係附則10条2項）。

この定款の定めがある会社の取締役は、書面若しくは電磁的方法による投票の事項を定め又は取締役会設置会社である場合には、電子提供措置事項（表2）について電子提供措置をとらなければならない（会社法325条の3、議決権行使書面は書面交付も可（同法325条の3第2項））、株主総会資料の書面による交付は不要となる（同法325条の4第3項）。電子提供措置をとる場合の株主総会招集通知の記載事項には特則（同法325条の4第2項）があり（同法298条1項5号の法務省令で定める事項を除外、電子提供措置をとる旨やアドレス等を追加）、その発送期限は公開会社であるかどうかを

問わず、2週間前までに統一される（同法325条の4第1項）。

(2) 電子提供措置（同法325条の2）とは、電磁的方法（同法2条34号、会社法施行規則222条1項）のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置（同規則95条の2）によって株主（種類株主総会ではある種類の株主）が情報の提供を受けることができる状態におく措置である。電子提供措置は、電子提供措置開始日（株主総会の日の3週間前の日又はその招集通知を発した日のいずれか早い日）から株主総会の日後3か月を経過する日までの間、電子提供措置事項（表2）の情報について継続してとらなければならない（同法325条の3）。電子提供措置には中断の場合の救済措置（同法325条の6）があるが、電子広告（同法2条34号、939条1項3号）とは異なり、IDとパスワードを要求するなどの方法によって株主だけに提供することが可能で、電子広告調査機関（同法941条）と同様の措置は義務付けられていない。電子提供措置開始日までに株式について電子提供措置事項を記載した有価証券報告書の提出手続を開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して行う場合には、当該事項の情報について電子提供措置を要せず（同法325条の3第3項）、会社法と金融商品取引法の開示の一体化の促進に役立つことが期待されている。

表2 電子提供措置事項

- ① 株主総会招集の決定事項（298条1項各号）
- ② 株主総会参考書類・議決権行使書面の記載事項（301条1項の場合）
- ③ 株主総会参考書類の記載事項（302条1項の場合）
- ④ 株主提案の議案の要領（305条1項による請求があった場合）
- ⑤ 計算書類及び事業報告に記載・記録された事項（437条（取締役会設置会社の定時株主総会の招集）の場合）
- ⑥ 連結計算書類に記載・記録された事項（444条6項（会計監査人設置会社かつ取締役会設置会社の定時株主総会の招集）の場合）
- ⑦ 上記事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

*筆者作成

(3) 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の株主（会社法299条3項（同法325条において準用する場合を含む）の承諾をした株主を除く）は、会社に対して電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができ、取締役は、書面交付請求をした株主（議決権行使基準日を定めた場合は、その日までに行使した者に限る）に対し、招集通知の発送に際して電子提供措置事項記載書面（定款の定めにより法務省令（会社法施行規則95条の4）で定める事項の全部又は一部は記載不要。同法325条の5第3項）を交付しなければならない（同法325条の5第1項、第2項）。書面交付請求は、①株主が口座を有する直近上位機関（証券会社等）に対して（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第2項）、又は、②（株主名簿上の株主である場合には）発行会社に対して直接に行使用することが可能であり、個別株主通知は不要である。書面交付請求権は、インターネットを利用することが困難な株主の利益に配慮した強行法的な権利であり、定款の定めによっても制限することができない。書面交付請求権の有効期限はないが、累積を防止するため、発行会社は、請求の日から1年を経過した株主に対して、書面の交付を終了する旨を通知して、1か月以上の期間を定めて異議を述べることを催告し、催告期間内に異議がない場合には書面交付を終了することができる（会社法325条の5第4項、第5項）。

3 株主提案権の提案の個数の制限

(1) 株主提案権は、①議題提案権（会社法303条）、②議案提案権（同法304条）、③議案要領通知請求権（同法305条）からなるが、このうち、③議案要領通知請求権について、取締役会設置会社の株主が提出しようとする議案の数が10を超えるとときは、10を超える数に相当する議案については適用しないと（同条4項）、会社の判断によって拒絶することができるとした。議案要領通知請求権が適法に拒否された場合には、結果として議題提案

権も不適法となる。近年、1人の株主が膨大な数の議案を提出するなど株主提案権の濫用と見られる事例があり、株主総会の審議の時間が無駄に割かれ株主総会の意思決定機能が害されことや、株主提案の検討や招集通知の印刷等のコストが増加することなどが弊害として指摘されることに対応した改正である。

10を超える議案の数の判定に当たっては、(ア)(a)役員等（取締役・会計参与・監査役・会計監査人）の選任又は(b)解任議案、(c)会計監査人の不再任に関する議案については、役員ごとに1個の議案があると解されているが、その数にかかわらず、一の議案とみなし、(イ)定款変更議案については、異なる議決がされたとすれば議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす（同条4項）。取締役が10を超える数の議案を判定するに当たっては、(α)提案株主が議案の全部又は一部の議案相互間の優先順位を定めている場合には、それに従い、(β)株主が(α)を定めていない場合には取締役が定める（同条5項）。この判定については予め、株式取扱規則等により合理的な基準を定めておくことが望ましい。

(2) 改正法案では、株主提案の目的による議案の制限として、①株主が専ら人の名誉を侵害し、侮辱し、若しくは困惑させ、又は、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で請求する場合、②株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害される場合、には会社法304条及び305条1項から3項の規定を適用しないとする条項も含まれていた。しかし、衆議院法務委員会において、そのような規定を設けるか否かは、裁判例や株主総会の実務の集積を踏まえ、権利濫用に該当する株主提案の類型についてさらに精緻な分析を深めながら、引き続き検討するべきとの理由から削除する修正案が可決された。しかし、上記の修正は、改正法案に含まれていた①②のような場合に、株主提案権の行使が権利濫用等として許容されないものと判断すべき場合があることを否定

表3 取締役(監査等委員以外)の個人別の報酬等の決定方針

- ① 確定額金銭報酬等の個人別の額又は算定方法の決定方針
- ② 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び業績連動報酬等の個人別の額又は数の算定方法の決定方針
- ③ 非金銭報酬等(払込みに充てるための金銭を報酬等とする場合の募集株式・新株予約権を含む)がある場合には、その内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定方針
- ④ 上記①～③の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針
- ⑤ 報酬等を与える時期又は条件の決定方針
- ⑥ 個人別の報酬等の内容の決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときは、次の事項
 - (ア) 委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位・担当
 - (イ) 委任する権限の内容
 - (ウ) 権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容
- ⑦ 上記以外の個人別の報酬等の内容の決定方法
- ⑧ 上記以外の個人別の報酬等の決定に関する重要事項

*筆者作成

するものではないと考えられる(東京高裁平成27年5月19日判決(HOYA事件))のような判例の趣旨(会社を困惑させる目的がある提案を全体として正当な目的がなく、株主提案権の趣旨に反すると判示した)も維持されている)。

4 取締役の報酬

- (1) ①監査役会設置会社(公開会社で大会社であるものに限る)で、金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、②監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による会社法361条1項の定めがある場合(個人別の報酬等の内容が定められていない場合に限る)には、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令(会社法施行規則98条の5)に定める事項(報酬等の決定方針、表3)を決定しなければならない(会社法361条7項。この決定は取締役委任できない)。監査等委員会設置会社の取締役会も、この方針の決定を取締役に委任できない(同法399条の13第5項)。また、取締役の報酬等に関する議

案を株主総会に提案した取締役が負う議案の相当性の説明義務は、非確定額報酬・非金銭報酬だけでなく、確定額金銭報酬も対象とされた(同法361条4項)。株主総会後に適用されることが想定されている個人別の報酬等の内容の決定方針は、株主総会における取締役の説明の内容となる。

株主が取締役の個人別の報酬の内容やインセンティブの観点からの適正について判断を可能とするための改正である。

- (2) 報酬等のうち、当該株式会社の①(ア)募集株式又は(イ)当該株式と引換えにする払込みに充てるための金銭については、取締役が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社では募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令(会社法施行規則98条の2、98条の4第1項)で定める事項(会社法361条1項3号・5号イ、表4)を、②(ウ)募集新株予約権又は(エ)当該新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭については、取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令(会社法施行規則98条の3、98条の4第2項)で定める事項(同法361条1項4号・5号ロ、表4)が株主総会の決議事項とされた。金銭でない報酬の中で、募集株式、募集新株予約権

のインセンティブ報酬としての重要性や、希釈化による株主への影響を考慮し、より具体的な株主総会決議を必要としたものである。

(3) 金融商品取引所に上場されている株式を発行している会社では、定款又は株主総会の決議による株式・新株予約権の発行について次の特例が認められる。

- ① 会社法361条1項3号の定めにより(ア)発行する株式又は(イ)処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、払込金額（同法199条1項2号）及び金銭の払込期日（同項4号）を定めることを要せず、(a)取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をすること等や、(b)割当日を定める（同法202条の2第1項1号2号）。
- ② 同法361条1項4号又は5号ロの定めにより新株予約権を発行するときは、出資される財産の価

額又は算定方法（同法236条1項2号）を新株予約権の内容とすることを要せず（同条3項）、(c)取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行すること等や、(d)上記定め取締役（取締役であった者を含む）以外の者は当該新株予約権を行使できない旨を定める。

市場価額による株式の公正な評価が容易である上場企業において、会社法361条1項3号4号の定めがあることを前提として、取締役の報酬等として交付される募集株式・新株予約権については、金銭の払込みを必要としない特例を認めたものであり、公正な評価額によって資本計上がなされる。この特例によって発行される募集株式については有利発行規制が適用されないとされており（同法202条の2）、事後発行型のパフォーマンスシェアの発行が容易となった。

表4 金銭でない報酬等のうち募集株式と募集新株予約権の主な決定事項

		募集株式又は新株予約権	払込みに充てるための金銭
募集株式	会社法361条1項	募集株式の数の上限	
	施行規則98条の2(株式)	譲渡禁止の合意, 禁止解除の「一定の事由の概要」	
	施行規則98条の4第1項(金銭)	無償譲渡の合意, 無償譲渡させる「一定の事由の概要」	
		割り当てる「条件の概要」 (指名委員会等設置会社では「条件」)	金銭(払込む募集株式)交付の「条件の概要」 (指名委員会等設置会社では「条件」)
募集新株予約権	会社法361条1項	募集新株予約権の上限	
	施行規則98条の3(新株予約権)	①新株予約権の目的株式の数・算定方法, ②行使に際して出資される財産の価額・算定方法 (会社法236条3項の場合を除く)・金銭以外の財産の内容・価額, ③行使期間	
		①行使に資格を要する旨, ②その「一定の資格の内容の概要」	
		行使の条件の概要(上記を除く)	
		譲渡による取得に承認を要する旨	
	施行規則98条の4第2項(金銭)	①株式会社が取得の旨(取得条項), ②取得する「一定の事由」等	
		割り当てる「条件の概要」 (指名委員会等設置会社では「条件」)	金銭(払込む募集新株予約権)交付の「条件の概要」 (指名委員会等設置会社では「条件」)

*筆者作成

5 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

- (1) 株式会社の補償契約（役員等に対して次の費用等の全部又は一部を補償することを約する契約）に関する規律が置かれ、その内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないとされた（会社法430条の2第1項、第2項）。補償することができるのは、当該役員等が、その職務の執行に関し、① (ア) 法令の規定に違反したことが疑われ、又は、(イ) 責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（通常要する費用の額を超える部分を除く）、② 第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合に (a) 賠償することにより生ずる損失、又は、(b) 賠償に関する紛争について当事者間に成立した和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失である。②の損失のうち、(ウ) 当該株式会社が損害を賠償することによって当該役員等が当該株式会社に会社法423条1項の責任を負う（求償できる）部分、(エ) 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合の損失の全部は補償できない。また、①の費用を補償した株式会社が、当該役員等が (オ) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は、(カ) 当該株式会社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還請求できる。取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

- (2) 株式会社が、役員等賠償責任保険契約（保険者との間で締結する保険契約のうち役員等が①その職務の執行に関し責任を負うこと又は②当該責任の追及（請求）を受けることによる損害（費用）を保険者が填補することを約するもので役員等を被保険者とするものから、被保険者である役員等の

職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いた保険契約）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないとされた（会社法430条の3第1項、表5）。会社法施行規則115条の2では、役員等賠償責任保険契約から (ア) 被保険者に株式会社を含む保険契約で、当該株式会社の損害（費用）を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの（生産物賠償責任（PL）保険等）、(イ) 役員等がその職務上の義務に違反し又は職務を怠たることによる損害（費用）を保険者が填補することを目的として締結されないもの（自動車損害賠償責任保険等）の2類型が除外されている。

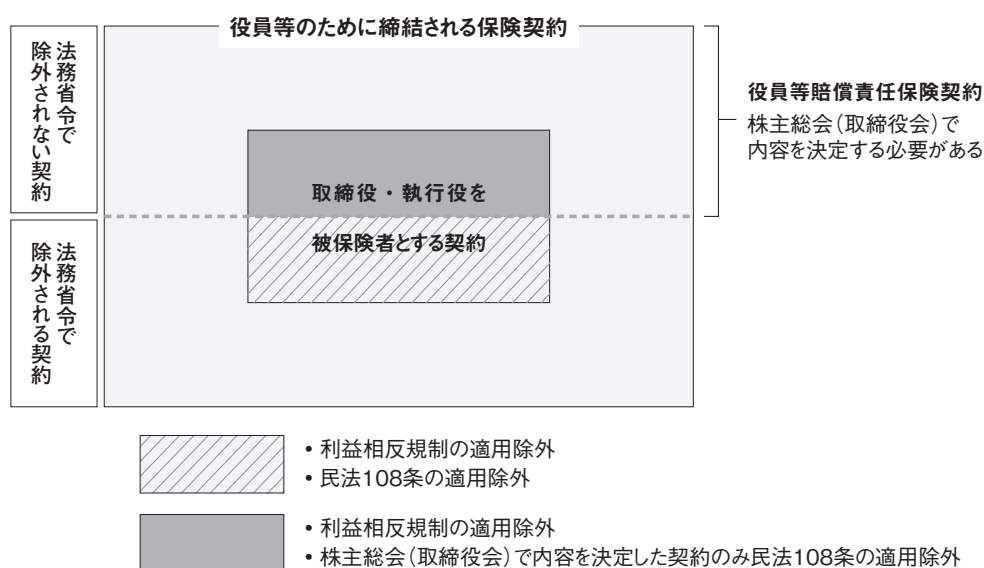
また、利益相反取引規制（同法356条1項、365条2項（419条2項）、423条3項）と民法108条の規定は、役員等のために締結される保険契約（株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等が①その職務の執行に関し責任を負うこと又は②当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するもの）であつて、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については適用しないとされた（会社法430条の3第2項、第3項）。ただし、民法108条の適用除外は、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、株主総会（取締役会）の決議によってその内容が定められたときに限るとされている（表5）。

- (3) 補償契約と役員等賠償責任保険契約については、事業報告による開示の規律が定められた（会社法施行規則121条1項3号の2乃至4、121条の2）。

6 社外取締役の活用

- (1) 監査役会設置会社（公開会社で大会社であるものに限る）であつて金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

表5



*筆者作成

は、社外取締役を置かなければならないとされた(会社法327条の2)。この設置義務には経過措置が定められており、施行日に現に上記の要件を充足する会社は、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しないとされている(この場合、改正前の会社法327条の2に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由の開示が必要となる)。したがって、事業年度が3月に終了する上記の会社が社外取締役を置いていない場合には、令和3年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会までに、社外取締役を選任する必要がある。

社外取締役の設置義務のある会社で社外取締役が欠けた場合には、権利義務役員(同法346条1項)、一時取締役の選任(同条2項)の適用がある。会社法327条の2の規定に違反して社外取締役を選任しなかったときには、100万円以下の過料の制裁がある(同法976条19号の2)。

選任した社外取締役を事故等により欠いた状態でも合理的な期間内に後任の社外取締役を選任すれば、その間、取締役会決議が無効になることは

ないとされるが(編著竹林俊憲「一問一答・令和元年改正会社法」160頁(商事法務)参照)、取締役会議案の性格や社外取締役を欠いた期間の合理性によって判断が分かれる可能性があり、補欠選任又は複数選任の方法によって、このような欠員の発生を防止することが望ましい。

- (2) 株式会社(指名委員会等設置会社を除く)が社外取締役を置いている場合において、①当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、②その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。③指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、④その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときも、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委

員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる（同法348条の2）。

これらによって委託された業務の執行は、会社法2条15号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとされるが、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない（同法348条の2第3項）。この348条の2は、社外取締役の活動が業務執行に該当することによる不都合を回避するためのセーフハーバー・ルールであり、改正前から行われていた「業務執行」の範囲を限定するための解釈に影響を及ぼすものではない。

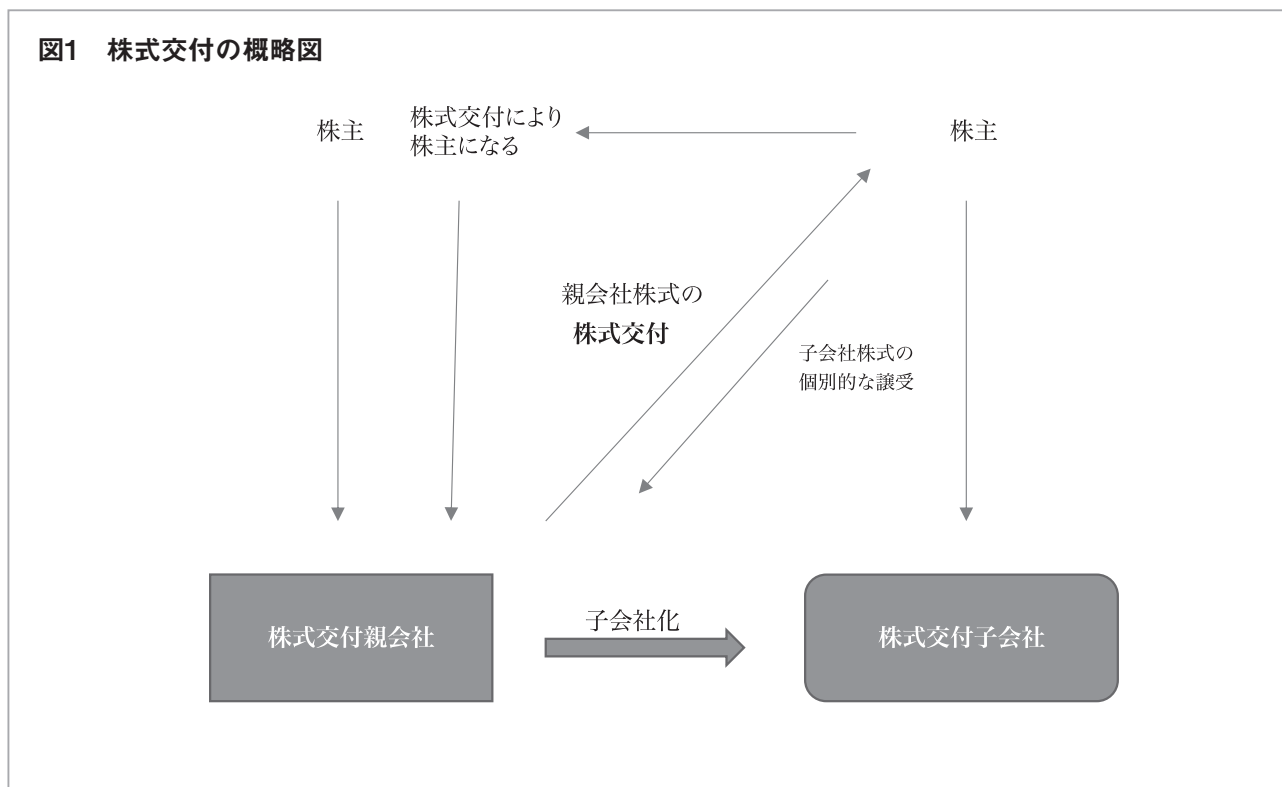
7 株式交付

- (1) 株式交付（株式会社が他の株式会社がその子会社（法務省令で定めるものに限る）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社

の株式を交付すること。会社法2条32号の2）の制度が新設された（図1）。株式交付子会社は会社法に基づいて設立された会社に限られ、外国会社は含まれない。株式交付子会社は、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合のうち、会社法施行規則3条3項1号に掲げる場合に限られており（同規則4条の2）、これは、議決権比率による「客観的かつ外形的」な基準によって株式交付の有効性が定まるようにするためである。株式交付の制度は、親会社の子会社株式の現物出資を受けることに現物出資規制や取締役の財産価額填補責任の制約があることを考慮し、片面的な株式交換ともいうことができる組織再編行為として新設されたものである。

- (2) 株式交付親会社では株式交換に準じた手続が定められている。株式会社が株式交付をするためには株式交付計画を作成し、①株式交付子会社の商号及び住所、②株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付

図1 株式交付の概略図



*筆者作成

子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)の下限、③当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに資本金及び準備金の額に関する事項、④株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式交付親会社の株式の割当てに関する事項、⑤株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等(株式交付親会社の株式を除く)を交付するときは、当該金銭等についての一定の事項、⑥株式交付子会社の株式の譲渡人に対する金銭等の割当てに関する事項、⑦株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権、新株予約権付社債を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法、⑧株式交付の効力発生日等を定める(同法774条の3第1項)。株式交付に際して株式交付親会社株式以外の財産が交付される場合には、一定の場合(施行規則213条の7)を除き、債権者保護手続(同法816条の8第1項)がある。

- (3) 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会(株式交付親会社が種類株式発行会社である一定の場合は種類株主総会)の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない(同法816条の3、309条2項12号)。ただし、株式交付計画の承認を要しない場合として、一定の場合に簡易株式交付の手続が認められている(同法816条の4)。

株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数)を定めるが、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が株式交付計画に定めた下限の数を下回らない範囲内で、譲り受ける株式数を申し込まれた数よりも減少することができ、効力発生日の前

日までにその数を申込者に通知する(同法774条の5。ただし、総数譲渡契約(同法774条の6)の場合は除外される)。

- (4) 株式交付親会社は、効力発生日に、株式交付子会社の株主から、給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける(同法774条の11)。これは個別的な譲受けであるので、株式交付子会社では、特段の手続は定められていない。給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社の株主となる。

株式交付の制度は、株式交付親会社の株式を交付することが要件となっているため、株式交換におけるような親会社株式の取得を許容する特例(同法800条)は認められていない。

8 社債管理補助者、社債権者集会

- (1) 会社は、社債管理者の設置義務がない場合(会社法702条ただし書)で、担保付社債でない社債については、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができることにされた(同法714条の2)。公募社債の多くで社債管理者が設置されておらず、財務代理人(FA債)だけが選任されている現状を踏まえ、社債権者による社債の管理を補助するための制度として新設された制度である。社債発行会社が募集社債について社債管理補助者を定める場合には、募集事項の決定において、①社債管理者を定めないこととする旨、及び、②社債管理補助者を定めることとする旨を定め(同法676条7号の2、同条8号の2)、引受の申込みをしようとする者に対し、通知しなければならない(同法677条1項)。社債管理補助者の資格要件は、社債管理者の資格要件がある者のほか、弁護士・弁護士法人にも認められた(同法714条の3、703条、会社法施行規則171条の2)。日弁連では、弁護士・弁護士法人が社債管理補助者の職務を適正に行うために「社債管理補助者に関する指針」を定めている。

社債管理補助者は、社債権者のために①法定権限として、破産手続等の参加、強制執行等の手続の配当要求、清算手続の債権申出の権限のほか、②委託契約に定める範囲内において、(ア)社債に係る債権の弁済を受けること、(イ)(a)会社法705条1項(①及び(ア)を除く)及び(b)同法706条1項各号の行為、(ウ)社債発行会社に社債の総額についての期限の利益を喪失させる行為をすることができ、③委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない(同法714条の4)。ただし、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、(イ)(a)のうち社債全部についてする支払請求や手続等、(イ)(b)及び(ウ)の行為はすることができない。また、社債管理補助者は、④ある種類の社債の総額(償還済みの額を除く)の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者が、社債管理補助者に対し社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求した場合などには、社債権者集会を招集することができる(同法718条、714条の7、711条1項、717条3項)。

(2) 社債権者集会の招集と権限について主に次の改正がされた。

① 決議の省略

社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について(社債管理補助者にあつては、同法714条の7において準用する711条1項の社債権者集会の同意をすることについて)提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなされることにされた(同法735条の2)。

② 社債の全部の免除

社債権者集会の決議によって、社債の全部について、その債務の全部又は一部を免除することができることが明記された(同法706条1項1号)。

9 その他の主な改正事項

(1) 取締役等責任追及訴訟の和解

株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く)、執行役及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、①監査役設置会社では監査役(二人以上の場合は各監査役)、②監査等委員会設置会社では各監査等委員、③指名委員会等設置会社では各監査委員の同意を必要とすることが明記された(会社法849条の2)。

(2) 議決権行使書面の閲覧等

株主の議決権行使書面、電磁的方法による議決権行使の電磁的記録の閲覧・謄写請求権について、①請求の理由を明らかにすることが要件となること、②株主名簿の閲覧請求権に倣った拒絶事由が明記された(同法311条4項5項、312条5項6項)。

(3) 株式の併合等に関する事前開示事項

株式併合、全部取得条項付種類株式の取得による一株に満たない端数処理の方法について、事前開示事項の充実・具体化をした(会社法施行規則33条の9、33条の2)。これらの手続によるキャッシュ・アウトの対価の支払可能性に関する株主への情報提供を強化したものである。

(4) 成年被後見人、被保佐人の取締役欠格事由の削除

成年被後見人、被保佐人であることが、取締役の欠格事由(改正前会社法331条1項2号)から削除された。政府が促進するノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンの一環としての措置である。これに伴って、①(ア)成年被後見人が取締役に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないこと(会社法331条の2第1項)、(イ)(a)被保佐人が取締役に就任す

るには、その保佐人の同意を得なければならないことが定められた（同条2項）。また、(b)保佐人が民法876条の4第1項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合にも、被保佐人が取締役就任するためには、保佐人が被保佐人の同意を得た上で、被保佐人に代わって就任の承諾をしなければならない（同条3項）。他方で、②適法に就任した成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないとされている（同条4項）。

(5) 支店の所在地の登記の廃止

商業登記のコンピュータ化により、支店の所在地の登記所から本店の所在地の登記所に備えられた登記簿の情報にアクセスすることが一層容易になったことを踏まえ、支店の所在地の登記に関する規定を削除した。

(6) 代表者の住所の登記

株式会社の代表者の住所は登記事項であり（会社法911条3項14号、23号ハ）、何人も登記事項証明書の取得が可能であるが（商業登記法10条1項）、例外的に、代表者から、自らが配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律1条2項に規定する被害者等であることなどを理由とする申出があった場合に相当と認めるときは、登記官は、その住所を登記事項証明書に記載しない措置を講ずることが可能となる規律が定められた（システムの改修後に運用が開始される）。また、登記情報提供サービス（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律による）によって提供される登記情報からは、代表者の住所が除外されることになった。いずれも、個人情報の保護の要請の高まりを踏まえた措置である。